

第V章 大綱と基本方針

1 大綱

本計画は、県指定史跡及び名勝の取扱いについての基本的な考え方を踏まえたものとする。

はじめに、絵図史料等の調査及び発掘調査を行い、それらの結果に基づいて真実性の保持に努めながら、地下遺構の保存に努めつつ保存管理・復旧・整備を進める。また、保存に対する機運を高めるため、史跡及び名勝の価値が広く認知されるよう公開活用を行うとともに、必要な施設整備を進め、また地域において担うべき役割等を整理する。なお、史跡及び名勝の保存管理及び運営は、必要となる体制を整え、各関係機関と連携のうえで合意形成の過程を経て進める。

2 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

長谷川氏旧宅は、土地の成り立ちや歴史的変遷の異なる二つの大きな空間が、背割下水を挟んでひとつの屋敷地として成立しており、その中でも建造物との関わりや庭園の役割といった違いから、多様な特徴を有する空間が混在している。

現在まで保存されている建造物を含めた屋敷地の構成と、それらを構成する各要素については、本質的価値を十分に発揮できるよう、これまで長谷川家が行ってきた管理方法を踏まえて保存管理する。

(2) 公開活用の基本方針

長谷川氏旧宅の歴史性及び文化的価値への理解を深め、これまでの長谷川家の営みを尊重し継承することでその魅力が効果的に伝わるよう公開・活用を行う。また、史跡及び名勝の復旧・整備、維持管理の現場を公開し、新たな史実や調査成果が得られた際には、現地説明会を実施する。さらに、長谷川氏旧宅及び周辺の関連文化財、観光資源との連携を図ることにより、地域の大切な文化財への誇りと愛着を育み、保存継承の機運を高めることを目指す。

(3) 整備の基本方針

保存のための復旧・整備及び活用のための施設整備を行う。改変或いは失われたものについては、その根拠となる絵図や古写真等の史料や発掘調査等の成果に基づき十分な検討の上で復旧・整備を行う。構成要素のき損等が見られる箇所についても、史料調査や発掘調査を踏まえ、行政関係者や学識経験者を交えた委員会において個別の修理工法等について検討を行い、専門の技術者による復旧・整備を行う。また、庭園の価値を損なわない範囲において、公開・活用のために必要な施設整備を行う。

(4) 運営の基本方針

長谷川氏旧宅の運営については、長谷川家の歴史や営みを尊重し行うものとする。

そのため必要な体制を整える。価値に関わると判断されることや疑問点、緊急事態の発生や新たな事実が判明した時などには、専門家や三重県教育委員会の指導を受けるものとし、連絡が円滑に行われるよう恒常的な協力体制を築いておく。また、保存活用においては市役所内の関係部署に助言を求め連携を図る。

第Ⅵ章 保存(保存管理)

1 方向性

(1) 価値に基づく保存管理の基本方針

豪商のまち松阪において長谷川家が構築した邸宅に造営または改築された敷地として、その歴史性、長谷川家の好み、地域との関係性を失わないよう、文化的な意味合いを尊重しながら保存する。

江戸期の庭園を踏襲しながら改修された魚町側敷地と、明治期に新たに造営された殿町側敷地を、それぞれの空間特性を活かしながら一体的に保存する。

(2) 遺構の真実性を踏まえた技術及び材料による保存管理

長谷川氏旧宅は、江戸時代から近代に築造されたもので、伝統工法によって築かれたものである。今後の保存管理は、表面的な意匠だけではなく、材料や構造についても調査成果に基づいた当初遺構の真実性を踏まえるものとし、伝統工法を用いた手入れを基本とする。ただし、新しい技術についても、庭園の価値を損なわずに効果的な保存管理を可能にするものについては、専門家の指導を得ながら十分な検討を行い、活用を図る。

(3) 日常管理と保存修理

庭園等の維持管理は、日常的に細やかな手入れを行うことが基本であり、良好な状態を保つための唯一の近道とも言える。ただし、史跡及び名勝の構成要素は基本的に自然素材からなり、必然的に天候や成長する植物等の影響を受けることから、数十年に一度程度、大きく手を入れる保存修理工事が必要となる。

2 構成要素別保存管理方針

指定地全体に共通する保存管理方針について、構成要素別保存管理方針としてまとめる。ただし、ここで設定する管理方針は、日常管理のレベルで想定されることであり、本格的修理の必要性が考えられる場合や、対象となる範囲が広い場合、大きな景観変化を伴う場合などは、県教育委員会と協議を行い、専門家等の指導を受けるものとする。

(1) 基本方針

ア 台風や集中豪雨、強風等の悪天候後には、敷地全体の点検を行い、被害状況の早期把握に努める。

イ 地盤の掘削を伴う維持管理行為については、基本的に県教育委員会と協議を行うものとする。これまで構造確認等の調査が行われていないものについては、特に注意を要する。

- ウ 軽微な補修を行う場合においても、実施時期と対象範囲及び内容に関する記録を残すものとする。

(2) 地形及び地割

ア 表土の流出

- ・表土の流出は、影響範囲が広がらないうちに復旧に努める。
- ・地被類の生育する範囲については、落葉の清掃や樹木の剪定等を適切に行うことにより日照を管理し、生育環境を整え、表土の露出を予防する。

(3) 石組

ア 表土及び目地の流出

- ・延段の目地が流出して不陸を起こす可能性がある場合には、土(山土)を補充し、仕上げには周辺の地被類を補植するなどして調和を図る。
- ・裾付け部の土が流出することにより、飛石や沓脱ぎ石、建造物の基礎や犬走りの縁石等の裾部が露出している場合には、周辺地盤との高さ関係に留意しながら、土を補充して突き固め、地被類の補植等により周辺との調和を図る。
- ・園池護岸の目地流出については、これまで未調査で構造等が明らかにならないため、日常管理では対応せず、必要に応じて県教育委員会と協議を行うものとする。

イ 土砂の堆積

- ・周辺表土の流出により石組の地際等一部が埋もれている場合には、影響範囲が広がらないうちに清掃を行う。ただし、本来の地盤を掘削しないよう上層から少しずつ取り除き、表土のみを除去するよう留意する。

ウ 不陸調整

- ・飛石や延段等園路の不陸は、安全性確保のためにも早めに対応する。
- ・根が要因となっている不陸の調整を行う場合には、専門家等の指導を受けたうえで樹種を確認して休眠期に根を切断するものとし、切り口へは防腐剤を塗布する。

(4) 水系

ア 給排水機能の保全

- ・園池底や庭園内の排水口が土砂や落ち葉等で埋まらないよう定期的に点検し、清掃を行う。

イ 雨水排水の取扱い

- ・建造物の樋からの雨水は、集水枳を介して排水溝や土管から道路側溝や背割下水へ排水されている場合、軒樋から流末までの点検及び清掃を行う。
- ・樋は設置されているが直接庭園に排水されている場合、樋の劣化により建物や周辺地盤等を傷める場合があるため、定期点検を行い、適宜補修もしくは更新する

- ・軒樋が設置されていない場合、周辺地盤への滞水や地盤流出、水のはね返りによる壁の傷み等に留意し、点検及び適宜補修を行う。

(5) 植栽

ア 作庭意図に基づく手入れ

- ・絵図等で確認される構成樹種を保持していく。
- ・庭園空間の中で樹木が個別に担っている役割をよく検証し、周辺景観や構成要素との調和を図りながら手入れを行う。

イ 健全な育成環境の保全

- ・病害虫を防ぐために通風環境を良くするとともに、周辺の樹木や地表面への日照を管理するよう剪定を行う。

ウ 低木の取扱い

- ・園池護岸や景石等石組の添えとして植栽された低木類は、大きく成長して石組を隠したり不陸を生じさせたりしないよう、添えとしての役割を保つ大きさを維持していく。
- ・ドウダンツツジは、植栽場所によって手入れの考え方を変える必要がある。枝ぶりが整い景観木の体を成している場合、切り戻し等を行わずに管理していく。隣り合う空間を遮断しないよう、列植されている場合については、目線よりも低く樹高を維持し、密生しないよう剪定を行う。

エ 実生木の取扱い

- ・実生木は、基本的になるべく小さいうちに除去することが望ましく、特に将来的に石組等へ影響を及ぼす可能性のある位置に芽生えたものは早めに対処する。ただし、本来の構成樹種の更新樹と成り得るものについては育成し、間引き等を行いながら適切に管理していく。

オ 石組や構造物に影響を及ぼす樹木及び地被類の取り扱い

- ・地被類が石組や構造物の上に繁茂している場合には、境界が明確になるように少量の隙間を設けて堆積土とともに除去する。

カ 建造物に干渉する樹木の取扱い

- ・建造物に干渉する枝葉と根は、雨だれで屋根を傷め、軒樋に落葉を堆積させるなど、保存上望ましく無い環境を生じさせることから、剪定を行う。ただし、片枝となりバランスを大きく崩すことのないよう、全体的な樹形を確認しながら整えることとする。

キ 補植の考え方

- ・樹木の枯死や風雨等の影響による倒木で伐採を行った場合には、本来の植栽空間や構成樹種を踏襲する樹木を同じ位置に補植する。ただし、周辺環境や構造物等への影響を考慮しながら、補植の可否や位置について検討し、適宜必要な手続き

を経て実施する。

(6) 構造物

ア 石造構造物

- ・石燈籠及び手水等の石造品については、本体の劣化や不陸等に留意し、定期的な観察を行うものとする。
- ・石段や石橋は、構造的安定性を確保するとともに、石材劣化や割れ等にも留意し、定期的な観察を行うものとする。

イ 木造構造物

- ・竹垣等は、通常10年程度で耐久限界を迎えるため、意匠を踏襲しながら同質材で更新する。

(7) 建造物

建造物の保存管理方針は、重要文化財旧長谷川家住宅保存活用計画にて定めている。

3 地区区分別保存管理方針

(1) 魚町側敷地

a 表庭(前庭)

ア 保存管理の基本方針

主屋主体部前から北に向けて徐々に拡幅された庭園で、現在は北表塀の貴人口から主屋主体部・大座敷部・大正座敷へ通じ、複数の茶室に面した茶事を意識した造りである。また、松の古木は、魚町通りからの外観の風格を高めている。庭園の成立過程や各建造物との関係性、魚町通りからの景観を踏まえた保存管理とする。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路、砂利敷、土間	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石、沓脱石、縁石、延段	<ul style="list-style-type: none"> 意匠の保存及び安全性の確保 <p>貴人口から続く通路石組は、各所で特徴的な空間を構成しているが、樹木の根や雨水等による土の流出が影響し、不陸を起こしているため、安全性及び意匠性の担保に努める必要がある。また、通路石組の不陸が大きくなると、掘削を伴う修理が必要となるため、なるべく影響が少ないうちに対処する。なお、大正座敷の通路縁石や玄関土間等についても同様の取扱い方針とする。</p>
水系	雨水排水路、井戸	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類、地被類	<ul style="list-style-type: none"> 古木の保存 <p>相当な樹齢を重ねたアカマツ3本が植栽景観において重要な価値を有しているが、健康状態について専門家による恒常的な観察を必要とする。また、建造物や魚町通りに近いこともあり、倒木の兆候等にも十分に留意する必要がある。</p> <p>定期的な手入れとして、マツについては枝葉を透かすことにより、日照を確保するとともに負担軽減を図ることが望まれる。ただし、高木及び老樹でもあることから安全性には十分な注意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 魚町通りからの景観と庭園景観の両立 <p>植栽は、マツの高木を主体とし、景石に低木や</p>

		地被類が添えられている。これにより、高木の枝下に空間が確保され、庭園内外からの景観が両立している。したがって、現在の樹種構成を維持し、枝下の空間が混み合わないよう手入れを行うものとし、通りや建造物との緩やかな空間的繋がりを確保する。
構造物	石燈籠等石造品、蹲踞、井戸、袖垣	不安定な蹲踞1基と部分破損のある燈籠1基の維持管理と修復
建造物	主屋、大正座敷、袴附、表塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	空調室外機、新設排水施設	遮蔽等により景観に配慮する。

b 大正座敷の庭

ア 保存管理の基本方針

大正座敷の建設にともなって整備された庭園で、庭塀で区切られているが、塀越しに見える複数の蔵が背景となっている。L字型の西側部分は大正座敷からの観賞を主とする空間で、南側部分は主屋大座敷、風呂・便所棟に面する坪庭としての性格も帯びた空間である。

観賞と日常生活の共有と境界、塀越し建物に見える屋敷の奥行を意識した保存管理とする。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路、土間	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石、沓脱石、延段	・意匠の保存及び安全性の確保 飛石の一部がアカマツの樹根と干渉し、不陸を起こしている。安全性及び意匠性の担保に努める必要がある。石組の不陸が大きくなると、掘削を伴う修理が必要となるため、なるべく影響が少ないうちに対処する。
水系	雨水排水路、井戸	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類、地被類	・作庭意図に基づく手入れ 各樹木が担っている役割をよく検証し、周辺景観や構成要素との調和を図りながら動線を確保できるように手入れを行う。
構造物	石燈籠等石造品、蹲踞、井戸、袖垣	部分破損・風化のある燈籠1基の維持管理と修復
建造物	主屋、大正座敷、庭塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	四ツ目垣	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。

c 坪庭

ア 保存管理の基本方針

風呂・便所棟が建設されたときに改修された庭園で、商家の生活との密着を意識した保存管理とする。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石、沓脱石	維持管理
水系	雨水排水路	・雨水排水の取扱い 周囲を複雑な屋根形状の建物で囲われ、狭い空間に雨水が集中し易い。軒樋の清掃及び排水機能の点検及び清掃を行う。
植栽	中高木類、低木類、地被類	・作庭意図に基づく手入れ 各樹木が担っている役割をよく検証し、周辺景観や構成要素との調和を図りながら動線を確保できるように手入れを行う。
構造物	石燈籠等石造品、蹲踞、板塀	維持管理
建造物	主屋	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	空調室外機	遮蔽等により景観に配慮する。

d 主屋・物置・蔵前外構

ア 保存管理の基本方針

土間や設備等に近代以降の材料が用いられている。表面的な意匠だけではなく、材料や構造についても調査成果に基づいた当初遺構の真実性を踏まえるものとし、伝統工法を用いた手入れを基本とする。ただし、新しい技術や設備類の更新についても、庭園全体の価値を損なわずに効果的な保存管理を可能にするものについては、専門家の指導を得ながら十分な検討を行い、活用を図っていく。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	土間、地盤(表土、砂利敷)	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石、玄関石、背割下水石垣、排水溝縁石	維持管理
水系	雨水排水路(U字溝、コンクリート、煉瓦)、井戸	・雨水排水の取扱い 主屋・大正座敷より西側の雨水を背割下水へ導く排水溝が巡っている。軒樋と排水桝、排水溝の定期的な点検及び清掃を行う。
植栽		維持管理
構造物	板塀	維持管理
建造物	主屋、大正座敷、米蔵、大蔵、新蔵、西蔵、物置、中門及び中塀、庭塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	北塀、物入、手洗、浄化槽、洗い場	・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。 ・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。

e 主屋南庭

ア 保存管理の基本方針

主屋新座敷と表座敷の間の板間が、将来的に建造物の復原として取り除かれた場合、中庭となり連続する可能性があることを念頭に置いた保存管理とする。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石	維持管理
水系	雨水排水路、井戸	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水の取扱い 主屋南側の雨水を魚町通りの道路側溝へ導く排水溝が巡っている。軒樋と排水桝、排水溝の定期的な点検及び清掃を行う。ただし、現在の排水機能は十分ではなく、主屋新座敷の土台腐朽の原因となっている。形状・規模の更新が望まれる。
植栽	中高木類、低木類、地被類	維持管理
構造物	石燈籠等石造品、蹲踞、井戸	維持管理
建造物	主屋、表蔵、表塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	アルミ塀、南波鉄板塀、鉄角柱	<ul style="list-style-type: none"> 「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。 「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。

f 物置・米蔵南外構

ア 保存管理の基本方針

古絵図によって、「内蔵」、「女中部屋」があったことが判明している。内蔵の痕跡は目視では確認できないが、女中部屋の基礎は遺存している。ともに復原は行わず、案内板などによる周知とする。当面は建造物の本格修理のためのバックヤードとして計画する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	土間(コンクリート)、地盤(表土、砂利敷)	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	縁石遺構、背割下水石垣	維持管理
水系		雨水排水等の取扱い
植栽	低木類	維持管理
構造物		維持管理
建造物	物置、米蔵	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	西波鉄板塀、南波鉄板塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。

(2) 殿町側敷地

g 離れ・四阿南外構

ア 保存管理の基本方針

魚町側敷地と大手通の2方向から、殿町側庭園に至る主たるアプローチとして、また、指定範囲内外を区分けする空間として保存管理する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路、階段、土間(コンクリート)、地盤(表土、砂利敷)	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	飛石、敷石、背割下水石垣	<ul style="list-style-type: none"> 意匠の保存及び安全性の確保 離れ南側の通路石組は、樹木の根や雨水等による土の流出が影響し、不陸を起こしているため、安全性及び意匠性の担保に努める必要がある。また、通路石組の不陸が大きくなると、掘削を伴う修理が必要となるため、なるべく影響が少ないうちに対処する。
水系		雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類	維持管理
構造物	背割下水石橋	維持管理
建造物	離れ、四阿、中門及び中塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	背割下水コンクリート橋、南敷地境界仮設塀・ゲート	<ul style="list-style-type: none"> 「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。 景観に配慮する。

h 離れ北外構

ア 保存管理の基本方針

当面は建造物の本格修理のためのバックヤードとして計画するとともに、記録の整理、記録調査、導水設備の調査、および、一角に集積されている不用石材や花壇縁石と遺構との関係性についての調査を継続する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	地盤(表土、砂利敷)	地表面の保護、表土流出の取扱い
石組	飛石、背割下水石垣	維持管理
水系	園池導水口	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類	維持管理
構造物	背割下水石橋	維持管理
建造物	離れ、中門及び中塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」 34、35 ページによる。
その他	花壇縁石、花壇、菖蒲園、石置場、北コンクリートブロック塀1	・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」 34、35 ページによる。 ・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」 34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。

i 離れの庭

ア 保存管理の基本方針

離れの座敷と茶室、四阿を幾条かの飛石の道でつなぐ茶事を意識した造りである。池庭部分とはドウダンツツジ等の植栽で区切っているものの、平面は池庭側を台形状に広げ、植栽の上部は松坂城跡を借景とする空間が開かれている。

茶庭としての作庭意図の理解に努め、池庭や遠景との関係性を踏まえた保存管理とする。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石、沓脱石	<ul style="list-style-type: none"> 意匠の保存及び安全性の確保 建物間や外部空間とつなぐ幾条かの飛石の道は、樹根や雨水による土の流出により不陸を起こしているところがある。安全性及び意匠性の担保に努める必要がある。また、通路石組の不陸が大きくなると、掘削を伴う修理が必要となるため、なるべく影響が少ないうちに対処する。
水系	雨水排水路、流れ	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類、地被類	<ul style="list-style-type: none"> 作庭意図に基づく手入れ 各樹木が担っている役割をよく検証し、周辺景観や構成要素との調和を図りながら動線を確保できるように手入れを行う。
構造物	石燈籠等石造品、蹲踞、井戸、袖垣	維持管理
建造物	離れ、四阿	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	新設排水施設	

j 池庭

ア 保存管理の基本方針

護岸石組、石橋、沢飛石、中島で平面構成された池の回遊性を保存しながら、公開における安全性を確保する。

かつて機能していた池の給排水機能の復旧又は代案と、水質保全に関する調査・検討を継続する。

隣接する築山の南麓に残る月見台の基礎部分を保存し、資料等の調査を継続する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	園路、中島	<ul style="list-style-type: none"> ・表土の流出 落葉の清掃や樹木の剪定等を適切に行い、日照を管理し、生育環境を整え、表土の露出を予防する。
石組	景石、飛石、沢飛石、護岸石組	<ul style="list-style-type: none"> ・表土及び目地の流出 園池護岸の目地流出は、当面は日常管理では対応せず、構造等の調査を継続する。 ・不陸調整 飛石や延段等園路の不陸は、安全性確保のためにも早めに対応する。
水系	園池、園池給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水機能の保全 かつての給排水機能の復旧又は代案は調査・検討を継続する。一方で排水は機能しているので、土砂や落ち葉等で埋まらないよう定期的に点検し、清掃を行う。
植栽	中高木類、低木類、地被類	<ul style="list-style-type: none"> ・作庭意図に基づく手入れ 各樹木が担っている役割をよく検証し、周辺景観や構成要素との調和を図りながら手入れを行う。 ・健全な育成環境の保全 病害虫を防ぐために通風環境を良くするとともに、周辺の樹木や地表面への日照を管理するよう剪定を行う。 ・石組や構造物に影響を及ぼす樹木及び地被類の取り扱い 地被類が石組や構造物の上に繁茂している場

		合には、境界が明確になるように少量の隙間を設けて堆積土とともに除去する。
構造物	石燈籠・石橋・釣瓶等石造品、蹲踞、井戸、月見台基礎石	<ul style="list-style-type: none"> ・石造構造物 石橋は、構造的安定性を確保するとともに、石材劣化や割れ等にも留意し、定期的な観察を行うものとする。通行不可と判断される場合は表示を明確にする。
建造物	四阿	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他	南コンクリートブロック塀	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。

k 池北庭

ア 保存管理の基本方針

殿町側庭園入口を示すかのように、東端にすっぽん石と燈籠が配され、周囲はスギ、ヒノキ、マキノキなどの高木が、地表には広範囲にジゴケが茂っている。

周辺庭園との関係性と地表面の日照を考慮した、高木類の手入れを継続的に行う。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	表土	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石	維持管理
水系	雨水排水勾配	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類、地被類	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な育成環境の保全 病虫害を防ぐために通風環境を良くするとともに、周辺の樹木や地表面への日照を管理するよう剪定を行う。 ・実生木の取扱い 実生木は、基本的になるべく小さいうちに除去することが望ましく、特に将来的に石組等へ影響を及ぼす可能性のある位置に芽生えたものは早めに対処する。ただし、本来の構成樹種の更新樹と成り得るものについては育成し、間引き等を行いながら適切に管理していく。
構造物	石燈籠等石造品、蹲踞	維持管理
建造物		
その他	外灯、北コンクリートブロック塀2、竹柵	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。 ・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。

Ⅰ 今日庵跡

ア 保存管理の基本方針

建物と茶庭の一部遺構が遺されている。裏千家と長谷川家のつながりの深さを示す遺構として保存管理する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	軒内土間(三和土)	表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石、飛石、沓脱石	・石材の劣化 専門的な処理が必要となるため第八章 整備で取り扱うものとする。
水系	雨水排水勾配	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類、地被類	維持管理
構造物	石燈籠、蹲踞	維持管理
建造物		
その他	北コンクリートブロック塀2	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。

m 稲荷社外構

ア 保存管理の基本方針

かつての神域としての空間性と、参道としての整然性を保存する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	参道、軒内土間(三和土)	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	基壇石積	維持管理
水系	手水、雨水排水勾配	雨水排水等の取扱い
植栽	中高木類、低木類、地被類	神社の杜を構成するクス、カシ等の高木と、参道を構成するサカキとの共存
構造物	石燈籠、蹲踞、手水鉢	維持管理、破損燈籠1基の修復
建造物	稲荷社(鳥居3基含む)、手水舎	「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。
その他		

n 築山

ア 保存管理の基本方針

公開時や道路・近隣への安全性に努め、高木を中心とした植栽を管理する。

イ 構成要素別留意すべき保存管理方針

	構成要素	留意すべき保存管理方針
地形及び地割	築山斜面、築山開削面	地表面の保護、石組及び構造物等へ影響する表土流出の取扱い
石組	景石	維持管理
水系		
植栽	中高木類、低木類、地被類	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な育成環境の保全 病虫害を防ぐために通風環境を良くするとともに、周辺の樹木や地表面への日照を管理するよう剪定を行う。 ・実生木の取扱い 実生木は、基本的になるべく小さいうちに除去することが望ましく、特に将来的に石組等へ影響を及ぼす可能性のある位置に芽生えたものは早めに対処する。ただし、本来の構成樹種の更新樹と成り得るものについては育成し、間引き等を行いながら適切に管理していく。
構造物	石垣	維持管理
建造物		
その他	築山石垣、不要石置場、西コンクリートブロック塀	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページによる。 ・「重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画」34、35 ページその他建造物の扱いに準じる。